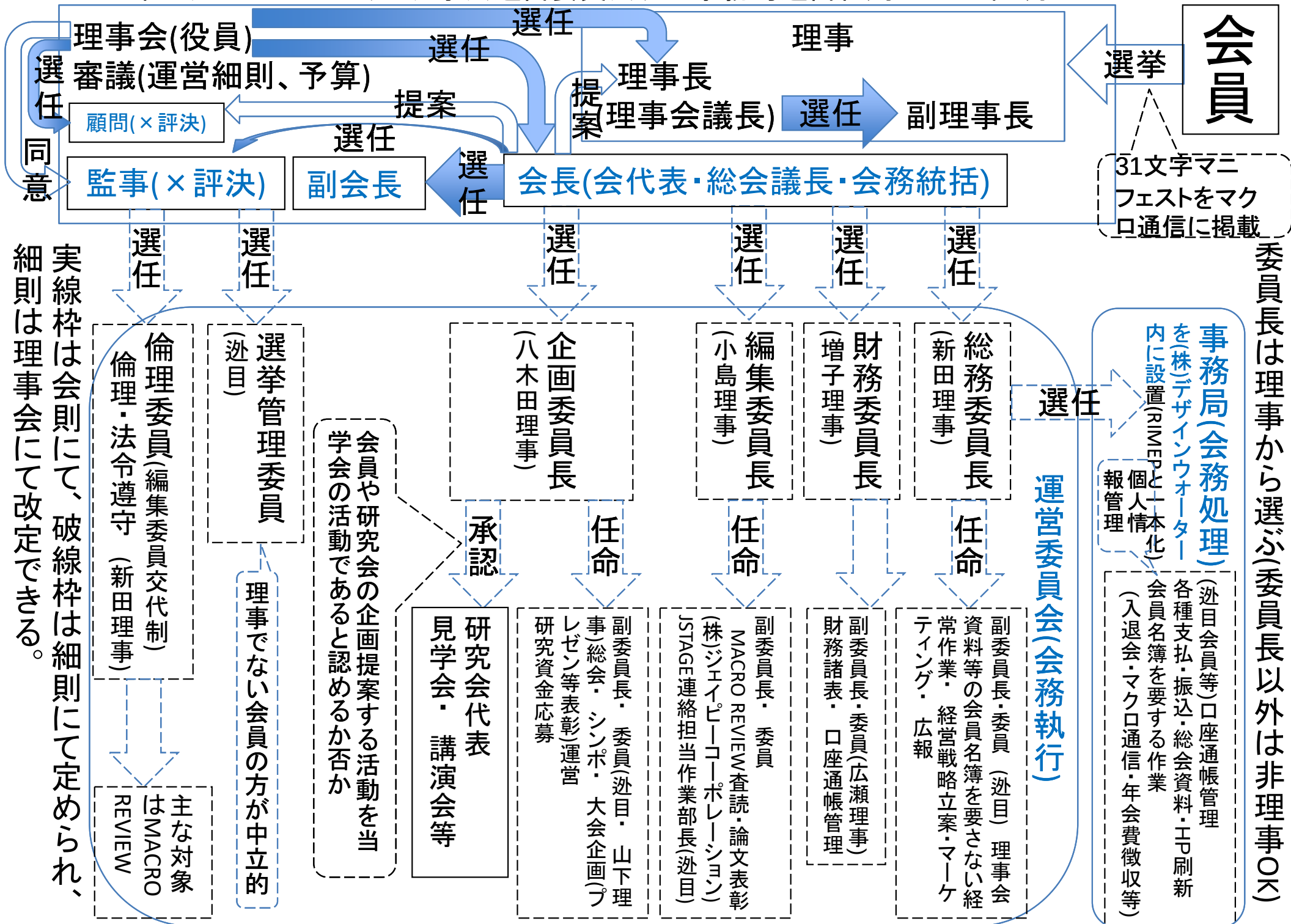




委員長は理事から選ぶ(委員長以外は非理事OK)

1. 議事録の署名人は次の通りとする。
 - 1) 総会: 会長
 - 2) 理事会: 理事長
2. 総会の議決は投票数の過半数をもって行う。会員種ごとの投票数は次の通りとする。投票に際しては投票権のある会員に委任してもよい。委任手続については選挙管理委員が定める。
 - 1) 名誉会員: 一人当たり1票
 - 2) 正会員: 一人当たり1票
 - 3) 法人会員: 一口当たり1票
 - 4) 学生会員: 一人当たり1票
 - 5) 準会員: 投票権無
3. 年会費の割引率については次の通りとする。複数の要件に該当する会員に対しては、掛算して割引が適用される。
 - 1) 事務局から年会費徴収の連絡があった時点で65歳以上: 5割
 - 2) 運営委員会の各委員長: 5割
 - 3) 事務局員: 5割
 - 4) 会員の紹介で新たに、正会員が入会した場合、もしくは入会した準会員が正会員になった場合は、その都度、紹介した会員1名の年会費を当該年度5割引きとする。
 - 5) 年度途中で正会員が入会した場合、初年度の年会費は免除する。
 - 6) 年度途中で、かつ事務局から年会費徴収の連絡がある前に会員が退会した場合は、当該年度の年会費を免除する。
 - 7) 非アカデミアの会員でMACRO REVIEWに投稿しない場合: 2割

8) 2021年3月末日時点でJAMESの会員ではなく、かつRIMEPの会員であった個人に対してはJAMES年会費を5千円とする

4. 準会員は、総務委員長の承認を得て事務局が定めるものとし、年会費を免除する。
5. 顧問の定員は6名とする。
6. 名誉会員は会則の要件に則り理事会が選任する。
7. 年度初めに比べて年度末の会員数が増えた場合は、増えた人数×千円を事務局員報酬とする。

参考:平成 30 年 5 月 12 日改定の会則

19.年会費は次の通りとする。ただし、各種割引制度は運営細則にて定めるものとする。

1 正会員 10,000 円

2 法人会員 1口 100,000 円

3 学生会員 免除

4 準会員 運営細則にて定めるものとする。